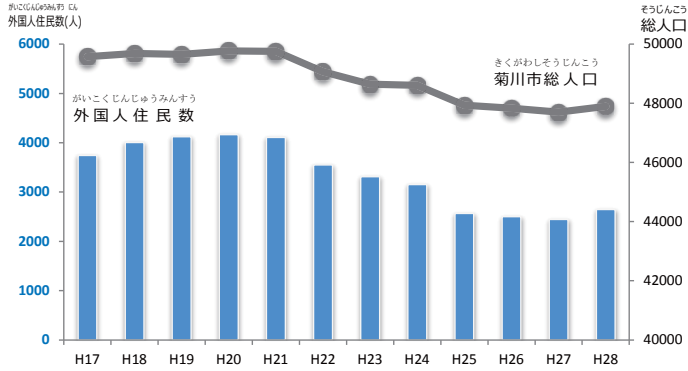


外国人住民の状況

◆人口推移

本市の外国人住民数は、リーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災の影響によって平成20年をピークに減少を続けていましたが、平成28年1月より増加し、平成28年4月末現在、総人口の5.5%にあたる2,644人（約30カ国）の外国人住民がともに生活しています。



◆総人口 47,898 人

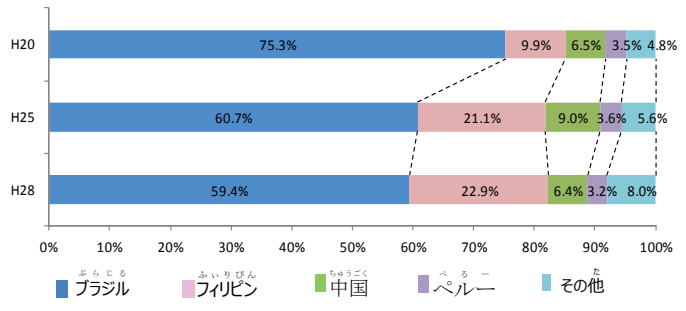
◆外国人住民数 2,644 人

◆外国人住民の割合 5.5 %

(平成28年4月末現在)

◆国籍別人口

外国人住民のうち59%がブラジル国籍をもち、23%がフィリピン国籍をもちます。第1次多文化共生推進行動指針を策定した平成20年4月末現在では、ブラジル国籍者が75%、フィリピン国籍者が10%であり、この7年間で国籍別の割合が大きく変化しました。



インドネシア
ベトナム
韓国
タイ
インド
アルゼンチン 等

(平成28年4月末現在)

第3次

菊川市

多文化共生推進

行動指針《概要版》



菊川市 総務部 地域支援課
平成29年4月発行
〒439-0031 静岡県菊川市堀之内61番地
電話：0537-35-0925 FAX0537-35-0977
E-mail : tabunka@city.kikugawa.shizuoka.jp



策定の経緯

平成2年の出入国管理及び難民認定法の改正により、市内の企業では積極的に外国人を受け入れるようになった

ことから、外国人住民が急激に増加しました。

言葉や文化の違いによるさまざまな課題に対応するため、平成20年3月に『第1次菊川市推進行動指針』を平成25年3月に『第2次菊川市多文化共生推進行動指針』を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。本指針はこれまでの進捗状況や外国人住民を取り巻く環境の変化を踏まえ、より一層の多文化共生施策の推進を図るため、新たに策定したものです。



基本理念

国籍を超えて、誰もが幸せで安心して暮らせる
多文化共生社会の実現

コミュニケーション支援
日本語能力が不十分な住民が安心して暮らせるまちをつくるため、情報の多言語化ややさしい日本語等を用いたコミュニケーションの支援を行います。
また、日本語や日本文化について学ぶ機会を提供します。

生活支援
外国人住民が地域の一員として生活する上で必要な環境を整えます。
教育・就労・医療・福祉・防災など、外国人住民が安心して快適な暮らしが送れるよう支援します。

多文化共生の地域づくり
日本人住民と外国人住民が互いの国の文化や習慣などを理解し、交流を深める機会を提供します。
また、外国人住民の多様性をまちづくりに生かし、活躍の場を広げることで地域全体の活性化に繋がっていきます。

推進体制の整備
行政だけでなく、自治会等の地域団体や学校、国際交流協会、NPO団体、企業など多様な担い手がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して多文化共生社会を推進していきます。

12の基本施策 (全44事業)

基本施策

コミュニケーション支援

情報の多言語化

- 多言語対応可能な通訳員の配置
- インターネットを活用した情報提供 等 (全8事業)

日本語及び日本社会に関する学習支援

- 日本語学習機会の提供
- 出前行政講座の実施 等 (全3事業)

生活支援

居住環境の整備

- 転入外国人住民向けオリエンテーション
- 公営住宅に関する情報の提供 等 (全4事業)

教育環境の整備

- 外国人児童生徒等を対象とした初期支援
- 外国人児童生徒保護者会の開催 等 (全8事業)

労働環境の整備

- 外国人就業環境の改善
- ハローワーク等との連携による就労支援 (全2事業)

医療・保険・福祉

- 多言語による市内医療機関情報の提供
- 多言語による健康診断の案内 等 (全5事業)

防災・交通・防犯

- 同報無線放送内容へのやさしい日本語の利用 等
- 外国人住民のための地域防災 (全4事業)

地域づくり

地域社会に対する意識啓発

- 外国語を学習する機会の提供
- 多文化共生推進講座の実施 等 (全3事業)

外国人の自立と社会参画

- 自治会活動・地域活動の周知
- 多文化共生推進団体等への支援 (全2事業)

多様性を生かした地域づくり

- 国際交流協会への活動支援
- 多文化共生サポーター制度の確立 等 (全3事業)

推進体制の整備

庁内の推進体制の整備

- 多文化共生地域づくり検討委員会 (全1事業)

地域における役割分担と連携・協働

- 外国人集住都市会議への参加 等 (全3事業)